

奈 情 審 第 4 0 号
令和6年8月30日

奈良市長 様
(審査庁担当課 総務部総務課)

奈良市情報公開審査会
会長 上田 健介

行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について（答申）

令和5年11月24日付け奈総総第188号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第05－09号】

令和5年11月2日付け奈市地第156号行政文書部分開示決定通知書による部
分開示決定処分に係る審査請求について

(別紙)

答申：行 文 第 7 9 号

諮問：行文第05－09号

答 申

第1 審査会の結論

奈良市長が行った、令和5年11月2日付け奈市地第156号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分については、処分庁が不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分是不開示を取り消すべきであるが、別表3に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和5年9月25日付けで、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「**条例**」という。）第5条第1項の規定に基づいて、奈良市長（以下「**処分庁**」という。）に対して、次の行政文書開示請求（以下「**本件開示請求**」という。）を行った。

飛鳥地区に新設が検討されている「ふれあい会館」に関して、土地利用など残っている記録の全て

極楽坊保育園の移転や、ふれあい会館新設に関して、関係団体とのやりとりなどのわかる記録の全て

2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる行政文書1から39までを対象行政文書（以下「**本件対象行政文書**」という。）として特定した。

3 処分庁の決定

処分庁は、市の内部における協議における発言内容、並びに土地の利活用に関する調整及び交渉における市と法人の意見や発言等が記録された2の行政文書の一部について、条例第7条第2号、第3号、第5号及び第6号に該当するとして、部分開示決定処分（以下「**本件処分**」という。）を行い、令和5年11月2日付けでその旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年11月7日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、奈良市長に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

行政の意思決定プロセスを公開しないことは知る権利の侵害である。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約するとおおむね次のとおりである。

1 弁明書

(1) 本件審査請求の理由は、本件処分において開示することができない部分として記載されているもののうち、主に行政の意思決定プロセスを不開示部分としたことは妥当ではないという審査請求人の主張と解されるが、不開示が妥当であり、本件処分の処分理由に不備はない。

(2) 条例第7条第2号に該当するものについては、法人担当者の氏、氏名、肩書等であり、個人を識別できる情報として不開示が妥当である。

(3) 条例第7条第3号に該当するものについては、市内部の会議や市と法人の調整及び交渉において、当該法人が関係者のみに意見・発言を行った費用、運営規模等、法人の内部管理に係る情報であって、これを公にすることは、本来内部関係者しか知り得ない情報を第三者又は利害関係人等を開示することとなり、当該法人の財産上の権利や事業活動について、疑義を提起されるおそれがある等、当該法人の正当な利益を害することや、当該法人の社会的評価が損なわれると認められる情報であるため不開示が妥当である。

また、敷地活用（案）において当該法人に係る費用や課題等を記載しているが、本内容は、市が方針を検討するに当たり、市が独自に想定した不十分な内容及び概算費用であり、法人が自ら想定したものでも、法人に確認を行った上で記載した事実でもないことから、これを公にすると、その内容が既定の事実であるかのように独り歩きし、関係者及び市民等は無用な誤解や憶測を招き、当該法人の正当な利益を害するため不開示が妥当である。

(4) 条例第7条第5号に該当するものについては、極楽坊あすかこども園の園環境の改善を図ることや地域が抱える課題解決を図ることを目的に、市内部の調整や市と法人とで調整及び交渉を行ったものを記録したものであって、市として意思形成を行っていく過程の自由な協議及び調整内容を、要約することなく凡そそのまま記載しているものであり、また、敷地活用（案）につい

ても、市が独自に想定した内容及び概算費用であるため、これを公にすると、行政内部の検討段階における未成熟な内容や、市が独自に想定した不十分な内容であるにもかかわらず、その内容が規定の事実であるかのように独り歩きすることとなり、関係者及び市民等に無用な誤解や憶測を招くおそれがある。

また、こども園移転後の敷地に公民館機能を付加した地域ふれあい会館の建設の検討という施策について、本方針を撤回している状況であり、これまでの検討内容に基づく次の施策を検討する必要があるが、地域ふれあい会館の建設については、関係者の意見が分かれる等、様々な意見が出ている事案であるため、自由な議論の場における発言内容を公にすることにより、発言の一部を切り取り、説明責任を求められることや、表現や語尾をとらえ、発言を曲解される等のおそれがあることから、今後の自由な意見交換を不当に阻害されるなど意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められ、公にすることの公益性を考慮しても不開示が妥当である。

- (5) 条例第7条第6号に該当するものについては、市の施策を具体化する参考とするため、法人に理解や協力を求めた調整及び交渉の場において、出席者は本会議での発言等について、一般に公開されることを前提としていないことから、建前に捉われない多様で率直な意見交換を行っている。これを公にすることにより、両法人における契約等において、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、財産上の利益や当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

市の施策としては方針を撤回しているが、当該利害関係人との争いとなった場合、発言内容について要約することなく凡そそのまま記載していることから、市又は法人の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるとともに、関係者が不信の念を抱き、率直な意見交換が妨げられ、紛争の解決が困難になるおそれが認められるため、不開示が妥当である。

2 口頭説明

- (1) 認定こども園を運営する社会福祉法人は、介護・障がい・児童福祉など幅広い分野で福祉事業を行っており、交渉状況を公開することによって法人イメージを傷つけるおそれがあり、当該法人の福祉施設等の運営における競争上の地位や正当な利益を害するおそれがあると考えます。また、飛鳥幼稚園跡地を所有する法人にとっても、交渉状況を公開することにより、他の借地人との賃借契約において、本件を根拠に減額交渉される可能性があり、当該法人に損害を及ぼすおそれがある。
- (2) 市議会やメディアに取り上げられ、世間の関心が高く、今後も公開内容が

様々な場面で影響を与える案件となっている。本件対象文書は、発言者を明記した対話形式で記録されており、意図の注釈や要約をすることなくそのまま記載されている。このことから、公開されることで発言の一部を切り取り既定の事実であるかのように情報が一人歩きすることで、発言者への批判に繋がるおそれがあること、市民や関係者に混乱を招くリスクが非常に高くなると考える。

- (3) 保育園跡地にふれあい会館を建設する案について、市は撤退すると発言しているが、当該地域にふれあい会館を今後一切建設しないという方針ではなく、今後も地域住民と調整を続けていくことから、事業としては継続している。公開されることにより、協議における率直な意見交換が害されるおそれがある。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び処分庁それぞれの主張を踏まえ、本件事案について審査した結果、次のとおり判断した。

1 条例の規定について

(1) 条例第7条第2号

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等・・・により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる者を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

(2) 条例第7条第3号

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害すると認められるもの」を不開示とすることを規定している。

これは、行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重しつつ、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行う者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を不開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第7条第5号

条例第7条第5号は、「市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることを規定している。

同号における「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関又は国等の機関としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われている、審議会等における審議や検討、行政内部の政策等の検討や協議や打合せなどの様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報（以下「意思形成過程情報」という。）をいうと解される。

また、「不当に」とは、審議、検討等、途中の段階の情報を、公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味し、予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断するものと解され、「おそれ」の程度についても、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

意思形成過程情報については、実施機関として意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等、審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、当該意思形成過程情報が公になることにより、市民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、本号に該当すると解される。

(4) 条例第7条第6号

条例第7条第6号は、「市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることを規定している。

また、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を公にすると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについても同様に、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当する。

この「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限が与えられているわけではなく、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法、性質などに照らし客観的に判断することが必要であるとともに、公益的な開示の必要性についても考慮し、それでもなお、公にすることで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言えることが求められる。さらに、「支障」の程度についても、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

2 本件対象行政文書について

本件開示請求は、閉園した市立幼稚園の跡地及び隣接する法人事業者（以下「**関係法人**」という。）の所有する土地の利活用（以下「**本件土地利活用**」という。）について、市、関係法人及びその他関係者との間でどのようなやり取りが行われたのかが分かる行政文書を請求するものである。

処分庁が特定した本件対象行政文書は、本件土地利活用を検討する当たって、市内部において方針を検討した記録、市及び関係法人との間で協議を行った報告書、土地の利活用案を示した資料、市議会から要求のあった資料を提出するに当たっての決裁文書及び関係法人から市に提出された要望とその回答に関する決裁文書である。

当審査会が見分したところ、本件対象行政文書に記載されている内容は、全体として市内部、又は市と土地を所有する関係法人との間で本件土地利活用を協議、調整し、方針を決定するに当たっての各当事者の意見、考え方、提案、要望等、関係法人に係る詳細な情報であることが認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

処分庁が条例第7条第2号により不開示とした部分のうち、出席者である法人担当者の氏名に係る情報については、特定の個人を識別できるものであ

るため条例第7条第2号に該当する。肩書については、当該法人の公式ホームページや開示されている情報等の他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものは同号に該当するといえるが、それ以外については同号に該当するとはいえない。

(2) 条例第7条第3号該当性について

処分庁が条例第7条第3号により不開示とした部分は、上記2のような情報であって、関係法人の運営状況、運営方針、又はそれらを踏まえた各当事者の意見、提案、要望等の内容であることを確認した。

これらの情報は、「関係法人に係る具体的な内部事情が明らかとなる情報」と「市の提案及び関係法人やその他関係者とのやり取りに含まれる抽象的な法人情報」に区分することができる。これらの情報のうち、前者は、法人内部関係者でなければ通常知り得ないものであり外部の第三者に公表される性質のものではなく、公にすることにより、法人の運営に支障を生じることとは否定できず、同号に該当すると認められる。

しかしながら、後者については、これを公にしても当該法人の権利や競争上の地位を害するものとは認められず、同号に該当するとはいえない。

(3) 条例第7条第5号該当性について

処分庁が条例第7条第5号により不開示とした部分は、上記2のような情報であって、関係法人の運営状況、運営方針、又はそれらを踏まえた各当事者の意見、提案、要望等の内容であることを確認した。

処分庁は、地域の抱える課題を解決する目的のために本件土地利活用を関係法人との間で協議、調整してきた記録を要約することなく報告書に記載しているため、検討段階における未成熟な内容を公にすることにより、関係者や市民に無用な誤解や混乱を招くとし、また、これまで検討してきた方針を撤回したため、今後も次の施策を検討する必要がある、公にすれば、今後の自由な意見交換が阻害され、意思決定の中立性が損なわれるなどとしている。

一般に、市と第三者との協議においては、忌憚のない意見交換をもとに関係者間の調整を図りながら協議を進めるものといえ、仮に協議の内容が公表されるとすると、協議の相手方はその場での発言内容が明らかとなることを懸念して建前だけの議論に終始することやそもそも協議に応じないなどのおそれがないとはいえない。また、市内部の協議、検討においても、自由闊達な議論を行うという趣旨で行われる場合もあり、政策等の具体的な意思決定の前段階としての自由な意見交換という性格を持つものもある。このような協議、検討にあっては、検討過程の取りあえずの所見、未成熟な情報や事実関係の検証が不十分な情報等に基づいた意見や個人的な見解といったものが少な

からず含まれるもので、これらの発言が意思決定前に公にされると、外部からの圧力や干渉により、率直な意見が差し控えられたり、意思決定に少なからず影響を与えることは十分にあり得る。

しかしながら、処分庁の説明から、地域の課題解決という目的のもとに、関係する土地の利活用を一体的に検討し、関係法人と協議してきたもので、一度は本件土地利活用の方針が決まったが、市の計画部分の疑義から、予定していた市の方針が撤回されたという事情が窺える。事務局が確認したところ、関係法人の他の計画部分はおおむね方針に沿って進んでいるということであり、市の方針撤回は全体の計画からは限定的な部分であって、市において方針撤回後に具体的な検討がなされているという事情も窺えない。これらを踏まえると、市の方針撤回により本件土地利活用における意思決定は終了したと見るのが自然であり、これら情報を公にしても意思決定の中立性が損なわれるおそれや関係者や市民に不当な誤解や混乱を招くおそれは認められず、同号に該当しないとすることが相当である。

なお、同号には該当しないものであるが、全体としては、市内部の協議、検討の場における関係法人に関する発言及び市と関係法人との協議の場における法人等の発言を含むものであることからすると、処分庁は条例第7条第3号及び第6号の該当性を別途、検討すべきである。

(4) 条例第7条第6号該当性について

処分庁が条例第7条第6号により不開示とした部分は、上記2のような情報であって、関係法人の運営状況、運営方針、又はそれらを踏まえた各当事者の意見、提案、要望等の内容であることを確認した。

処分庁は、本件土地利活用において市の施策を具体化するために関係法人に理解や協力を求めた調整、交渉の場での発言は、公開されることを前提としておらず、公にされることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、市の財産上の利益や当事者としての地位を不当に害するおそれを主張している。

これについて、施策を具体化するための第三者との協議においては、一般的には、その内容が公表されないという互いの信頼関係のもとに、忌憚のない意見を聞き取り、それぞれの個別事情を踏まえながら、理解や協力を得て、合意に至るものといえる。

仮に協議の内容が公にされることになると、協議の相手方が自らの発言が公になることを危惧して、建前だけの意見交換に終始したり、協議に応じないという事態が想定される。

当審査会が見分したところ、同号により不開示とされた部分は、市の方針

をもとにした本件土地利活用の計画を具体化するための協議における、出席者の発言の詳細が記載されており、これらを公にすることにより、上記のような事態が想定され、市が今後行う同種の事業を遂行するに際しての協議が困難となり、市の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれは否定できず、同号に該当すると認められる。

ただし、同号により不開示とされた部分のうち、単に市の認識を確認した部分とそれに対して回答した部分については、上記のようなおそれは認められず、同号に該当しない。

4 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和5年11月24日	審査庁から諮問を受けた。
令和5年12月19日	令和5年度第8回審査会 1 処分庁から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和6年 1月16日	令和5年度第9回審査会 事案の審議を行った。
令和6年 2月15日	令和5年度第10回審査会 事案の審議を行った。
令和6年 3月11日	令和5年度第11回審査会 事案の審議を行った。
令和6年 4月23日	令和6年度第1回審査会 事案の審議を行った。
令和6年 5月28日	令和6年度第2回審査会 事案の審議を行った。
令和6年 6月10日	令和6年度第3回審査会 事案の審議を行った。
令和6年 7月23日	令和6年度第4回審査会 答申案のとりまとめを行った。

令和6年 8月30日	審査庁に対して答申を行った。
------------	----------------

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
上 田 健 介	上智大学法学部教授	会長
中 谷 祥 子	弁護士	会長職務代理者
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
高 谷 政 史	弁護士	
矢 倉 良 浩	弁護士	

前委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
浜 口 廣 久	弁護士	会長（令和6年3月31日 退任）
石 黒 良 彦	弁護士	（令和6年3月31日退任）

別表 1

	対象文書の件名
対象文書 1	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用」令和 2 年 4 月 2 3 日（木）
対象文書 2	◆飛鳥幼・極楽坊保統合による敷地活用(案)①(飛鳥幼改修→ふれあい会館)令和 2 年 4 月
対象文書 3	◆飛鳥幼・極楽坊保統合による敷地活用(案)②(極楽坊保→ふれあい会館)令和 2 年 4 月
対象文書 4	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用(案)の説明(市長調整)」令和 2 年 5 月 2 2 日(金)
対象文書 5	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用(案)の説明(副市長調整)」令和 2 年 5 月 2 2 日(金)
対象文書 6	◆飛鳥幼・極楽坊保統合による敷地活用(案)③(ふれあい会館新設)令和 2 年 5 月
対象文書 7	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用(案)の説明(副市長調整)」令和 2 年 5 月 2 7 日(水)
対象文書 8	◆飛鳥幼・極楽坊保統合による敷地活用(案)③(ふれあい会館新設)令和 2 年 5 月 2 7 日
対象文書 9	◆飛鳥幼・極楽坊保統合による敷地活用(案)④(旧園舎をふれあい会館に利用)令和 2 年 5 月 2 7 日
対象文書 1 0	報告書「飛鳥幼稚園敷地の活用案及び賃借料について」令和 2 年 5 月 2 8 日(木)
対象文書 1 1	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用(案)の説明(副市長調整)」令和 2 年 5 月 2 9 日(金)
対象文書 1 2	◆飛鳥幼・極楽坊保統合による敷地活用(案)③(ふれあい会館新設)令和 2 年 5 月 2 8 日
対象文書 1 3	◆飛鳥幼・極楽坊保統合による敷地活用(案)③(ふれあい会館新設)令和 2 年 5 月 2 8 日
対象文書 1 4	◆飛鳥幼・極楽坊保統合による敷地活用(案)④(旧園舎をふれあい会館に利用)令和 2 年 5 月 2 8 日
対象文書 1 5	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用について(市長調整)」令和 2 年 6 月 2 日(火)
対象文書 1 6	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用について(宝山寺調整)」令和 2 年 6 月 4 日(木)

対象文書 1 7	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用(案)(西谷副市長調整)」令和2年6月5日(金)
対象文書 1 8	報告書「飛鳥公民館のふれあい会館化について(地域づくり推進課調整)」令和2年6月16日(火)
対象文書 1 9	報告書「飛鳥公民館のふれあい会館化について(教育部・市民部調整)」令和2年6月17日(水)
対象文書 2 0	報告書「飛鳥公居館のふれあい会館化について(地域教育課調整)」令和2年6月17日(水)
対象文書 2 1	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用(案)(向井副市長調整)」令和2年6月23日(火)
対象文書 2 2	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用(案)」令和2年6月30日(火)
対象文書 2 3	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用(案)(向井副市長調整)」令和2年7月2日(木)
対象文書 2 4	◆飛鳥幼・極楽坊保統合による敷地活用(案)①(ふれあい会館新設/市立奈良 HP 土地借用)令和2年7月2日
対象文書 2 5	◆飛鳥幼・極楽坊保統合による敷地活用(案)②(ふれあい会館新設/市立奈良 HP 土地借用)令和2年7月2日
対象文書 2 6	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用について」令和2年7月10日(金)
対象文書 2 7	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用について」令和2年8月24日(月)
対象文書 2 8	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用について」令和2年10月9日(金)
対象文書 2 9	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用について(市長調整)」令和2年10月13日(火)
対象文書 3 0	報告書「飛鳥公民館のふれあい会館化について(地域づくり推進課調整)」令和2年10月13日(火)
対象文書 3 1	報告書「飛鳥公民館のふれあい会館化について」令和2年10月14日(水)
対象文書 3 2	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用について」令和2年10月27日(火)
対象文書 3 3	【旧飛鳥幼稚園他 跡地活用 イメージ案】
対象文書 3 4	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用につい

	て」令和３年２月５日(金)
対象文書３５	極楽坊保育園・飛鳥幼稚園敷地活用計画(R 3. 2. 5 奈良市)
対象文書３６	報告書「飛鳥幼稚園・極楽坊保育園統合に係る敷地活用について」令和３年２月１９日(金)
対象文書３７	予算決算委員会厚生消防分科会における資料要求について(令和５年９月２１日決裁)
対象文書３８	飛鳥地区ふれあい会館の建設について(要望)(令和元年１１月８日決裁)
対象文書３９	極楽坊あすかこども園にかかる要望の回答について(令和５年３月９日決裁)

別表２ 処分庁の提示する不開示理由に該当しない部分

行政文書	処分庁の適用条項（第７条）	処分庁の提示する不開示理由いずれにも該当しない部分
対象文書 １	第３号及び第５号	会議内容欄１頁のうち、９行目
	第２号及び第５号	会議内容欄１頁のうち、１０行目（ただし、５文字目から１５文字目までの法人担当者氏及び肩書は第２号に該当する。）
	第５号	会議内容欄１頁のうち、１２行目から１６行目まで
	第３号	会議内容欄１頁のうち、１８行目
	第５号	会議内容欄２頁のうち、５行目、８行目及び９行目
対象文書 ２	第３号及び第５号	１ 現在及び統合後の年間収支の表のうち、市及び関係法人の各欄中、収支の項目名 ２ 統合後の年間収支の表のうち、市の欄中、賃借料支払いの金額及び公共施設の維持管理経費の金額 ３ 統合後の年間収支の表のうち、宝山寺の欄（以下「A欄」という。）中、賃借料支払いの金額及び賃借料収入の金額並びに年間負担額の金額 ４ 統合後の年間収支の表のうち、至誠会館の欄

		(以下「B欄」という。)中、賃借料収入の金額 5 「メリット」の表のうち、5行目及び6行目 6 「課題」の表のうち、4行目から7行目まで 7 「スケジュール」の表のうち、下段の法人のスケジュール
	第5号	1 現在の年間収支の表のうち、市の欄中、年間負担額の金額 2 統合後の年間収支の表のうち、市の欄中、年間負担額の金額 3 現在と統合後の市の負担額の差額(削減額) 4 初期費用の表のうち、市の欄中、各経費の金額及び合計額 5 「課題」の表のうち、2行目 6 「スケジュール」の表のうち、上段の市のスケジュール
対象文書 3	第3号及び第5号	1 現在及び統合後の年間収支の表のうち、市及び関係法人の各欄中、収支の項目名 2 統合後の年間収支の表のうち、市の欄中、賃借料支払いの金額及び公共施設の維持管理経費の金額 3 統合後の年間収支の表のうち、A欄中、賃借料支払いの金額及び賃借料収入の金額並びに年間負担額の金額 4 統合後の年間収支の表のうち、B欄中、賃借料収入の金額 5 「メリット」の表のうち、5行目及び6行目 6 「課題」の表のうち、3行目から6行目まで 7 「スケジュール」の表のうち、下段の法人のスケジュール

	第 5 号	1 現在の年間収支の表のうち、市の欄中、年間負担額の金額 2 統合後の年間収支の表のうち、市の欄中、年間負担額の金額 3 現在と統合後の市の負担額の差額（削減額） 4 初期費用の表のうち、市の欄中、各経費の金額及び合計額 5 「スケジュール」の表のうち、上段の市のスケジュール
対象文書 4	第 5 号	会議内容欄 1 頁のうち、5 行目、7 行目から 13 行目まで、15 行目から 18 行目の 48 文字目まで、21 行目及び 24 行目
	第 3 号	会議内容欄 1 頁のうち、18 行目の 49 文字目から 19 行目まで
対象文書 5	第 5 号	1 会議内容欄 1 頁のうち、7 行目、8 行目、9 行目、12 行目から 16 行目まで、19 行目及び 20 行目 2 会議内容欄 2 頁のうち、5 行目から 11 行目まで、13 行目の 3 文字目から 20 行目まで及び 30 行目から 33 行目まで
	第 3 号及び第 5 号	会議内容欄 1 頁のうち、10 行目
対象文書 6	第 5 号	1 現在と統合後の市の負担額の差額（削減額） 2 初期費用の表のうち、市の欄中、各経費の金額 3 「メリット」の表のうち、4 行目及び 5 行目 4 「課題」の表のうち、1 行目及び 3 行目
	第 3 号及び第 5 号	1 統合後の年間収支の表のうち、市及び関係法人の欄中、各収支項目の金額及び各負担（年）の欄の記載 2 「課題」の表のうち、4 行目から 6 行目まで
対象文書 7	第 5 号	1 会議内容欄 1 頁のうち、5 行目、6 行目、10 行目から 12 行目まで、14 行目から 16 行目まで、18 行目から 20 行目まで及び 22 行

		目から 2 4 行目まで 2 会議内容欄 2 頁のうち、1 行目
	第 3 号及び第 5 号	会議内容欄 2 頁のうち、1 3 行目
	第 5 号及び第 6 号	会議内容欄 2 頁のうち、1 行目から 7 行目まで
対象文書 8	第 3 号及び第 5 号	1 統合後の年間収支の表のうち、市及び関係法人の欄中、支出金額、収入金額及び差引金額 2 初期費用の表のうち、市の欄及び A 欄中、支出金額、収入金額及び差引金額 3 「課題」の表のうち、5 行目から 8 行目まで
	第 5 号	1 現状と統合後の市の年間収支の差額（削減額） 2 「メリット」の表のうち、4 行目及び 5 行目 3 「課題」の表のうち、1 行目及び 3 行目
対象文書 9	第 3 号及び第 5 号	1 統合後の年間収支の表のうち、市及び関係法人の各欄中、支出金額、収入金額及び差引金額 2 初期費用の表のうち、市の欄及び A 欄中、支出金額、収入金額及び差引金額 3 「課題」の表のうち、4 行目から 7 行目まで
	第 5 号	1 現状と統合後の市の年間収支の差額（削減額） 2 「メリット」の表のうち、4 行目及び 5 行目 3 「課題」の表のうち、1 行目
対象文書 1 0	第 3 号及び第 6 号	会議内容欄 1 頁のうち、4 行目から 6 行目の 1 3 文字目まで
	第 2 号	会議内容欄 2 頁のうち、1 0 行目の法人担当者肩書
対象文書 1 1	第 2 号	会議内容欄 1 頁のうち、2 行目の法人担当者肩書
	第 3 号及び第 5 号	会議内容欄 1 頁のうち、6 行目及び 7 行目
	第 5 号	1 会議内容欄 1 頁のうち、7 行目から 1 8 行目まで及び 2 1 行目から 2 4 行目まで 2 会議内容欄 2 頁のうち、3 行目から 1 4 行目

		まで、１８行目から２１行目まで及び２３行目から２７行目まで
対象文書 １２	第３号及び第５号	１ 統合後の年間収支の表のうち、市及び関係法人の各欄中、支出金額、収入金額及び差引金額 ２ 初期費用の表のうち、市の欄及びＡ欄中、支出金額、収入金額及び差引金額 ３ 「課題」の表のうち、５行目から８行目まで
	第５号	１ 現状と統合後の市の年間収支の差額（削減額） ２ 「メリット」の表のうち、４行目及び５行目 ３ 「課題」の表のうち、１行目及び３行目
対象文書 １３	第３号及び第５号	１ 統合後の年間収支の表のうち、市及び関係法人の各欄中、支出金額、収入金額及び差引金額 ２ 初期費用の表のうち、市の欄及びＡ欄中、支出金額、収入金額及び差引金額 ３ 「課題」の表のうち、５行目から８行目まで
	第５号	１ 現状と統合後の市の年間収支の差額（削減額） ２ 「メリット」の表のうち、４行目及び５行目 ３ 「課題」の表のうち、１行目及び３行目
対象文書 １４	第３号及び第５号	１ 統合後の年間収支の表のうち、市及び関係法人の各欄中、支出金額、収入金額及び差引金額 ２ 初期費用の表のうち、市の欄及びＡ欄中、支出金額、収入金額及び差引金額 ３ 「課題」の表のうち、４行目から７行目まで
	第５号	１ 現状と統合後の市の年間収支の差額（削減額） ２ 「メリット」の表のうち、４行目及び５行目 ３ 「課題」の表のうち、１行目
対象文書 １５	第２号	会議内容欄１頁のうち、２行目の法人担当者肩書
	第３号及び第５号	会議内容欄１頁のうち、６行目
	第５号	１ 会議内容欄１頁のうち、８行目から１９行目まで、２２行目及び２３行目

		2 会議内容欄 2 頁のうち、1 行目、4 行目から 1 0 行目まで及び 1 3 行目及び 1 4 行目
対象文書 1 6	第 2 号	1 出席者欄のうち、2 行目の 2 0 文字目から 2 3 文字目までの法人担当者肩書 2 会議内容欄 1 頁のうち、1 1 行目及び 2 2 行目の法人担当者肩書 3 会議内容欄 2 頁のうち、2 行目、7 行目、9 行目、1 2 行目及び 1 7 行目の法人担当者肩書
対象文書 1 7	第 5 号	会議内容欄 1 頁のうち、8 行目から 1 1 行目まで
対象文書 1 8	第 5 号	会議内容欄 1 頁のうち、6 行目から 1 3 行目まで
対象文書 1 9	第 5 号	1 会議内容欄 1 頁のうち、7 行目から 1 0 行目まで、1 2 行目から 1 7 行目まで、2 1 行目及び 2 2 行目 2 会議内容欄 2 頁のうち、1 行目から 6 行目まで
対象文書 2 0	第 5 号	1 会議内容欄 1 頁のうち、6 行目から 2 4 行目まで 2 会議内容欄 2 頁のうち、1 行目
対象文書 2 1	第 5 号	会議内容欄 1 頁のうち、8 行目及び 1 0 行目から 1 8 行目まで
対象文書 2 2	第 3 号及び第 5 号	1 会議内容欄 1 頁のうち、6 行目から 2 4 行目まで 2 会議内容欄 2 頁のうち、1 行目から 1 3 行目まで
対象文書 2 3	第 3 号及び第 5 号	会議内容欄 1 頁のうち、1 8 行目及び 1 9 行目
	第 5 号	会議内容欄 1 頁のうち、5 行目から 1 7 行目まで及び 2 0 行目から 2 3 行目まで
対象文書 2 4	第 3 号	現状の年間収支の表のうち、関係法人の欄中、税金の項目名

	第 3 号及び第 5 号	1 統合後の年間収支の表のうち、市の欄中、賃借料支払いの金額、公共施設の維持管理経費及び収支の差引の各金額 2 統合後の年間収支の表のうち、市立奈良病院の欄中、賃借料支払い、駐車場収入及び収支の差引の各金額 3 統合後の年間収支の表のうち、関係法人の欄中、賃借料支払い、賃借料収入及び収支の差引の各金額並びに税金の項目名 4 初期費用の表のうち、市の欄、市立奈良病院の欄及びA欄中、支出、収入及び収支の差引の各金額 5 「課題」の表のうち、7行目から9行目まで
	第 5 号	1 現状と統合後の市の年間収支の差額（削減額） 2 「メリット」の表のうち、4行目から7行目まで 3 「課題」の表のうち、1行目及び4行目から6行目まで
	第 3 号	現状の年間収支の表のうち、B欄中、税金の項目名
対象文書 25	第 3 号及び第 5 号	1 統合後の年間収支の表のうち、市の欄中、賃借料支払いの金額、公共施設の維持管理経費及び収支の差引の各金額 2 統合後の年間収支の表のうち、市立奈良病院の欄中、賃借料支払い、駐車場収入及び収支の差引の各金額 3 統合後の年間収支の表のうち、関係法人の欄中、賃借料支払い、賃借料収入及び収支の差引の各金額並びに税金の項目名 4 初期費用の表のうち、市の欄、市立奈良病院の欄及びA欄中、支出、収入及び収支の差引の各金額 5 「課題」の表のうち、7行目から9行目まで
	第 5 号	1 現状と統合後の市の年間収支の差額（削減

		額) 2 「メリット」の表のうち、4行目から7行目まで 3 「課題」の表のうち、1行目及び4行目から6行目まで
対象文書 26	第2号	1 出席者欄のうち、2行目の20文字目から23文字目まで、並びに3行目の10文字目及び11文字目の法人担当者肩書 2 会議内容欄1頁のうち、4行目の法人担当者肩書
対象文書 27	第3号及び第5号	会議内容欄1頁のうち、7行目および8行目
	第2号及び第5号	会議内容欄1頁のうち、9行目の2文字目から10文字目まで
	第5号	会議内容欄1頁のうち、9行目の11文字目から12行目まで、14行目及び15行目（欄外の訂正部分を含む）
対象文書 28	第2号	出席者欄のうち、2行目の20文字目から23文字目までの法人担当者肩書
対象文書 29	第3号及び第5号	1 会議内容欄1頁のうち、7行目の2文字目から49文字目まで及び8行目の49文字目から25行目まで 2 会議内容欄2頁のうち、1行目から7行目まで、12行目及び13行目
対象文書 30	第3号及び第5号	1 会議内容欄1頁のうち、7行目から18行目まで及び21行目から23行目まで 2 会議内容欄2頁のうち、1行目及び4行目から8行目まで
対象文書 31	第3号及び第5号	1 会議内容欄1頁のうち、7行目から17行目の13文字目まで及び17行目の45文字目から20行目まで 2 会議内容欄2頁のうち、2行目から5行目まで及び8行目から12行目まで
対象文書	第2号	出席者欄のうち、2行目の20文字目から23文

32		字目まで、並びに3行目の10文字目及び11文字目の法人担当者肩書
対象文書 33	第3号及び第5号	法人事業者概算事業費表のうち、法人事業者名称
対象文書 34	第2号	出席者欄のうち、2行目の20文字目から23文字目まで、並びに3行目の10文字目及び11文字目の法人担当者肩書
	第3号及び第5号	会議内容欄1頁のうち、6行目の38文字目から7行目まで
	第5号	会議内容欄1頁のうち、8行目から11行目まで
	第3号及び第5号	1 会議内容欄2頁のうち、23行目から24行目の42文字目まで、25行目の17文字目から26行目まで、29行目から33行目まで及び34行目の32文字目から38行目まで 2 会議内容欄3頁のうち、1行目から4行目まで
対象文書 35	第3号及び第5号	図中の法人事業者名称
対象文書 36	第2号	出席者欄のうち、2行目の20文字目から23文字目までの法人担当者肩書
	第2号及び第3号	会議内容欄1頁のうち、5行目から8行目の7文字目まで（法人代表者の氏を除く）及び11行目から20行目まで
	第3号及び第5号	会議内容欄2頁のうち、4行目の20文字目から24文字目まで及び25行目
対象文書 39	第3号	法人事業者からの要望書本文1頁のうち、7行目から8行目の11文字目まで

別表3 不開示維持が妥当と判断する部分

行政文書	根拠条項（条例第7条）	不開示を維持する部分
対象文書 1	第2号及び第5号	会議内容欄1頁のうち、10行目の5文字目から15文字目までの法人担当者氏及び肩書については、第5号に該当しないが、第2号に該当するため、不開示維

		持が妥当である。
	第 3 号及び第 6 号	1 会議内容欄 1 頁のうち、2 1 行目から 2 3 行目までについては、第 5 号に該当しないが、第 6 号に該当するため、不開示維持が妥当である。 2 会議内容欄 2 頁のうち、1 行目から 4 行目については、第 5 号に該当しないが、第 6 号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 2	第 3 号及び第 5 号	1 現在の年間収支の表のうち、市の欄中、固定資産税収入金額 2 現在の年間収支の表のうち、B 欄中、固定資産税支払い及び年間負担額の各金額 3 統合後の年間収支の表のうち、市の欄中、税収入金額 4 統合後の年間収支の表のうち、B 欄中、法人税、法人市民税、固定資産税及び年間負担額の各金額 上記については、第 5 号に該当しないが、第 3 号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 3	第 3 号及び第 5 号	1 現在の年間収支の表のうち、市の欄中、固定資産税収入金額 2 現在の年間収支の表のうち、B 欄中、固定資産税支払い及び年間負担額の各金額 3 統合後の年間収支の表のうち、市の欄中、税収入金額 4 統合後の年間収支の表のうち、B 欄中、法人税、法人市民税、固定資産税及び年間負担額の各金額 上記については、第 5 号に該当しないが、第 3 号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 10	第 2 号	出席者欄のうち、1 行目の法人担当者氏については、第 2 号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第 3 号及び第 6 号	会議内容欄 1 頁のうち、6 行目の 1 4 文字目から 1 1 行目までについては、第 3 号に該当しないが第 6 号に該当するため、不開示維持が妥当である。

	第 6 号	会議内容欄 1 頁のうち、1 4 行目から 1 5 行目の 3 1 文字目までについては、第 6 号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第 3 号及び第 6 号	会議内容欄 1 頁のうち、1 5 行目の 3 2 文字目から 1 8 行目までについては、第 3 号に該当しないが第 6 号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第 6 号	会議内容欄 1 頁のうち、2 0 行目の 1 6 文字目から 2 3 行目までについては、第 6 号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第 3 号及び第 6 号	1 会議内容欄 1 頁のうち、2 4 行目については、第 3 号に該当しないが第 6 号に該当するため、不開示維持が妥当である。 2 会議内容欄 2 頁のうち、1 行目から 2 行目まで、5 行目から 9 行目まで及び 1 1 行目から 1 2 行目までについては、第 3 号に該当しない（ただし、2 頁 5 行目の 3 8 文字目から 7 行目までは第 3 号に該当する。）が第 6 号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 1 1	第 2 号	会議内容欄 1 頁のうち、2 行目の法人担当者氏については、第 2 号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 1 5	第 2 号	会議内容欄 1 頁のうち、2 行目の法人担当者氏については、第 2 号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 1 6	第 2 号	1 出席者欄のうち、2 行目の法人担当者氏名及び 2 5 文字目から 3 2 文字目までの法人担当者肩書 2 会議内容欄 1 頁のうち、1 1 行目及び 2 2 行目の法人担当者氏 3 会議内容欄 2 頁のうち、2 行目、7 行目、9 行目、1 2 行目及び 1 7 行目の法人担当者氏 上記については、第 2 号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第 5 号及び第 6 号	1 会議内容欄 1 頁のうち、5 行目から 2 3 行目まで（1 2 行目及び 1 6 行目の空白行を除く、並びに 1 1 行目及び 2 2 行目の括弧内を除く）

		2 会議内容欄2頁のうち、1行目から13行目まで（1行目、2行目、5行目、7行目、8行目、9行目、12行目及び13行目の括弧内を除く） 上記については、第5号に該当しないが第6号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 24	第3号	現状の年間収支の表のうち、関係法人の欄中、固定資産税の金額については、第3号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第3号及び第5号	統合後の年間収支の表のうち、関係法人の欄中、税金の金額については、第5号に該当しないが、第3号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 25	第3号	現在の年間収支の表のうち、B欄中、固定資産税の金額については、第3号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第3号及び第5号	統合後の年間収支の表のうち、B欄中、税金の金額については、第5号に該当しないが、第3号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 26	第2号	1 出席者欄のうち、2行目及び3行目の法人担当者氏名、並びに2行目の25文字目から32文字目まで及び3行目の13文字目から31文字目までの法人担当者肩書 2 会議内容欄1頁のうち、4行目の法人担当者氏 上記については、第2号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第3号、第5号及び第6号	1 会議内容欄1頁のうち、5行目から22行目まで 2 会議内容欄2頁のうち、1行目から17行目まで 上記については、第3号及び第5号には該当しないが第6号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 27	第2号及び第5号	会議内容欄1頁のうち、10行目の法人担当者氏及び肩書については、第5号には該当しないが、第2号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 28	第2号	出席者欄のうち、2行目の法人担当者氏名及び25文字目から32文字目までの法人担当者肩書については、第2号に該当するため、不開示維持が妥当である。

		る。
	第3号、第5号及び第6号	1 会議内容欄1頁のうち、5行目から23行目まで 2 会議内容欄2頁のうち、1行目から7行目まで 上記については、第3号及び第5号に該当しないが第6号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 29	第3号及び第5号	会議内容欄1頁のうち、7行目の50文字目から8行目の48文字目までについては、第5号に該当しないが、第3号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 31	第3号及び第5号	会議内容欄1頁のうち、17行目の14文字目から44文字目までについては、第5号に該当しないが、第3号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 32	第2号	1 出席者欄のうち、2行目及び3行目の法人担当者氏名、並びに2行目の25文字目から32文字目まで及び3行目の13文字目から31文字目までの法人担当者肩書 2 会議内容欄2頁のうち、32行目の法人担当者氏 上記については、第2号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第3号、第5号及び第6号	1 会議内容欄1頁のうち、7行目の45文字目から22行目まで 2 会議内容欄2頁のうち、1行目から6行目まで及び10行目から28行目まで 上記については、第3号に該当せず（ただし、会議内容欄1頁のうち、22行目及び会議内容欄2頁のうち、1行目から6行目までは第3号に該当する。）、第5号にも該当しないが第6号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 33	第3号及び第5号	1 右上段表 (1) 既設園舎解体費の単価及び金額 (2) 既設外構、遊具等撤去費の金額 (3) (1)及び(2)の合計金額 (4) 園舎新築費の単価及び金額 (5) 園庭、外構整備費等の金額 (6) (4)及び(5)の合計金額

		(7) 設計委託費の積算式及び金額 (8) 施設整備補助金の金額 (9) 初期費用の合計金額 2 右下段表 (1) 整備費等の単価及び金額 (2) 駐車場整備工事の合計金額 上記については、第5号に該当しないが第3号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 3 4	第2号	出席者欄のうち、2行目及び3行目の法人担当者氏名、並びに2行目の25文字目から32文字目まで及び3行目の13文字目から31文字目までの法人担当者肩書については、第2号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第3号、第5号及び第6号	会議内容欄1頁のうち、14行目から22行目までについては、第3号に該当せず（ただし、21行目の34文字目から22行目までは第3号に該当する。）、また、第5号に該当しないが第6号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第3号、第5号及び第6号	会議内容欄2頁のうち、1行目から6行目まで、9行目から11行目まで及び13行目から20行目の17文字目までについては、第3号に該当せず（ただし、17行目及び18行目は第3号に該当する。）、第5号にも該当しないが第6号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第3号及び第5号	会議内容欄2頁のうち、22行目、24行目の43文字目から25行目の16文字目まで及び34行目の2文字目から31文字目までについては、第5号に該当しないが第3号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第3号及び第6号	会議内容欄3頁のうち、7行目から9行目までについては、第3号に該当しないが第6号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第3号、第5号及び第6号	会議内容欄3頁のうち、11行目から16行目までについては、第3号及び第5号に該当しないが第6号に該当するため、不開示維持が妥当である。

対象文書 36	第2号	出席者欄のうち、2行目の法人担当者氏名及び2行目の25文字目から32文字目までの法人担当者肩書については、第2号に該当し、不開示維持が妥当である。
	第2号及び第3号	会議内容欄1頁のうち、5行目の5文字目から7文字目まで及び7行目の33文字目から35文字目までの法人担当者氏については、第3号には該当しないが第2号に該当し、不開示維持が妥当である。
	第3号	1 会議内容欄1頁のうち、8行目の8文字目から10行目まで及び23行目の29文字目から末尾まで 2 会議内容欄2頁のうち、1行目 上記については、第3号に該当するため、不開示維持が妥当である。
	第3号、第5号及び第6号	会議内容欄2頁のうち、9行目から20行目については、第3号に該当せず（ただし、17行目の46文字目から19行目の35文字目までは第3号に該当する。）、第5号にも該当しないが第6号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 38	第2号	地域団体からの要望書添付資料のうち、地域団体の会長を除く役員の氏については、第2号に該当するため、不開示維持が妥当である。
対象文書 39	第3号	法人事業者からの要望書本文1頁のうち、10行目の13文字目から末尾まで、14行目の1文字目から32文字目まで、17行目から18行目の30文字目まで、25行目の18文字目から26行目までについては、第3号に該当するため、不開示維持が妥当である。

文字数には、句読点及び記号を含むものとする。

行数には、罫線で区切られた行数を数えるものとし、その場合、空白の行を含めるものとする。